

# 経営者のための労務管理講座

## 医師による面接指導、どうやって実施するか

当社は従業員数が25人ですが、この4月から長時間労働者に対する医師の面接指導が義務化されると聞きました。従業員の中には時間外労働や休日労働（以下、残業と略。）が多い月で100時間を超える者がいます。「医師による面接指導」のことは不案内です。我々中小企業者がどうやって進めたら良いか教えてください。

### (1) ストレス社会と労災認定

現代はストレス社会と言われていますが、仕事に関して強い不安やストレスを抱く労働者がなんと6割もいるそうです。本来、働くことによって健康を損なうことはあってはなりません。職務上、長時間の残業を強いられた労働者が脳・心臓疾患や精神障害で労災認定されるケースが飛躍的に増加しています。

医師による面接指導は、労働安全衛生法の改正により、過重労働による脳・心臓疾患や精神障害と言った健康被害を未然に防止し、早期発見・早期治療を行なう目的で作られました。当初は労働者数50人以上規模の事業場のみが対象でしたが、本年4月から全ての事業場で義務化となっています。

### (2) 面接指導の対象者、方法など

面接指導を行なう必要がある労働者は、1ヶ月に100時間を超える残業をしたため疲労の蓄積が認められ、かつ本人から申し出があった場合です。なお、管理職であっても取り扱いは同じです。

申し出があったときは、遅滞なく、面接指導を実施しなければなりません。

どこの医師に頼むかは悩むところですが、近くの地域産業保健センター（東毛館林邑楽、東毛太田の2箇所）に相談したりするのが良いと思います。

医師は、本人の勤務内容や疲労の程度、メンタルヘルス面を含めた心身の状況を確認し、会社に対して必要な指導を行なうことになります。

会社は、面接指導の結果に基づき、記録を作成して5年間保存する義務があります。また、医師の意見を参考に、本人の仕事内容の変更、勤務時間の短縮などに努めなければなりません。

### (3) そのほか諸々

残業が月45時間を超えれば超えるほど、脳・心臓疾患等を発症するリスクが高まることは、今や、医学的な常識となっています。

従って、多い残業時間を減らすことが何より必要ですが、他方で、月80時間超～100時間未満の残業を行なう労働者や会社で設けた基準を超える労働者に対しても、医師による面接指導を実施するよう心がけることが大切です。

また、プライバシーの問題がありますので、医師だけでなく、会社側にも十分な配慮が必要です。